

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年8月7日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 3 国名：全世界 担当：経済基盤開発部
案件名：ITSにかかる情報収集・確認調査（フェーズ）

1 契約予定期間：2013年10月上旬～2014年10月上旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外におけるITSに係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年8月21日から2013年8月23日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年8月21日から2013年8月26日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年9月6日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 9月中旬
- (5) 契約交渉 : 9月下旬

5 業務の目的

経済成長著しい東南アジア各国をはじめ、各開発途上国においては、その首都圏に限らず地方都市においても経済活動の活性化と人口の集中にともなう交通渋滞が発生しており、成長段階の異なる国々において共通の問題となっている。交通渋滞により人・物の円滑な輸送機能が阻害され経済活動への悪影響があるだけでなく、多発する交通事故、大気汚染による居住環境の悪化も深刻な社会問題となっており、早急な対応が求められている。一方で、絶対的なインフラ不足に加え、既存の都市内道路及び都市間道路は現在の急激な交通量増加や車両大型化に対応した設計となっておらず、維持・更新費の増大が現地政府の財政を圧迫するなど、交通問題の慢性化を促進している。

こうした状況の中、高度道路交通システム（Intelligent Transportation System、以下「ITS」）を導入することで既存の道路インフラの機能を最大限発揮させる取り組みが世界各国で行われており、開発途上国においても通管制システム、信号機や情報板などの導入が始まっている。しかし、その多くが長期的な計画がないまま個別プロジェクトごとに互換性・発展性を考慮せず整備されたものであり、これら既存システムがネットワークによる高度制御を進めるうえで技術的な障壁となっている。また、一般道と有料道路に跨る包括的な通管制システム、統一規格のETCシステムや対距離課金等が望ましいが、各国のPPP制度や法令が障壁になって普及が進まないといった事例もある。ITSの導入と普及には、国ごとの事情、交通状況や将来性に応じた適切なシステム構成と、政策や組織への提言が重要である。JICAはこれまで、多くの国で都市交通や全国交通のマスタープラン策定を支援しており、引き続きITS整備についても近年より支援を始めている。支援対象国の交通課題やニーズを収集・分析し、ITS導入の可能性を検討することは、支援案件の発掘・形成に重要であり、かつ、ITSに携わる多くの日本企業にとって海外展開のための情報源として有効である。

昨年度は7ヶ国を対象として情報収集・確認調査（フェーズ）を実施し、その結果を官・民・学からなる国内支援委員会にて情報共有を行った。本案件は引き続き開発途上国での調査を広げるとともに、さらに中進国以上におけるITSの現況についても情報を収集・分析し、検討と情報発信を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

<国内業務>

- (1) 主要先進国におけるITSの現状について公開資料等から情報収集するほか、日本国内及びITS世界大会（2013東京）に参加して関係者からヒアリング等を行い整理する。
- (2) 調査対象国の再検討し確定する。
- (3) 現地調査対象国にかかる既存資料・情報を整理し、調査基本方針を策定し、訪問先の関係機関を確認する。
- (4) 本邦ITS関連企業の海外展開状況と今後の計画を調査する。

<現地作業>

- (5) 調査対象国のJICA事務所と大使館等へヒアリングし、関係機関を確認する。
- (6) 関係機関へ日本のITSについて説明し、現地の交通課題とITS導入のニーズについてヒアリングし調査する。
- (7) 既存ITSインフラの調査と他ドナーによる支援動向や他国民間企業の展開状況を調査
- (8) 機材調達情報の収集
- (9) 現地調査は、中進国以上：タイ・マレーシア・ペルー・コロンビア、低所得国・LDC：ベトナム・パングラデシュ・パキスタン・ナイジェリア・アンゴラを想定している。

<帰国後国内業務>

(10) 現地調査結果報告及びITS支援の方向性提案

7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年 10月下旬)
- (2) インテリムレポート-1 (2014年 1月中旬)
インテリムレポート-2 (2014年 3月下旬)
インテリムレポート-3 (2014年 6月下旬)
- (3) ドラフトファイナルレポート (2014年 8月下旬)
- (4) ファイナルレポート (2014年 9月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/道路計画 (評価対象予定者)
- (2) 交通計画/ニーズ分析 (評価対象予定者)
- (3) ITS計画 (評価対象予定者)
- (4) 機材調達情報

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定。

注：本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。